

## 静岡産業大学学生部長の任期及び選任に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の学生部長の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任 期)

第2条 学生部長の任期は、2年とし、再選を妨げない。

(選任の時期)

第3条 学生部長の選任は、それぞれ次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 定年退職するとき。
- (3) 辞任の申し出を理事長が承認したとき。
- (4) 欠員となったとき。

2 学生部長の選任は、前項第1号及び第2号に該当するときは、任期満了または定年退職の30日以前に、同項第3号または第4号に該当するときは、その事由の生じた後速やかに行う。

(選任の方法)

第4条 学生部長の選任は、本学の教授のうちから、理事長が学長の意見を聴いて選任する。

(幹事学生部長)

第5条 静岡産業大学組織規程第7条（学生部長）第3項に規定する幹事学生部長は、理事長がこれを任命する。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。